

戦略的イノベーション創造プログラム第3期（SIP第3期）
「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」
推進委員会の設置について

令和5年4月13日
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
令和6年10月4日改正

1 趣旨

「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日、総合科学技術・イノベーション会議決定、令和4年12月23日最終改正）及び「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」（平成26年5月23日ガバナリングボード決定、令和4年12月23日最終改正）に基づき、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期の課題である「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」の推進にあたり、「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」（以下「戦略及び計画」という。）の作成や実施等に必要な調整等を行うため、「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」推進委員会（以下、「推進委員会」という。）を設置する。

2 検討事項

推進委員会は、当該課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」の策定及び改定や実施等に必要な調整等を行う。

具体的には以下について検討を行う。

① 社会実装に向けた戦略に関すること。

- 技術だけでなく、事業、制度、社会受容性、人材の5つの視点での戦略
- 実用化・事業化戦略およびSIP終了後のエグジット戦略
- 民間企業の参画・活動を促すインセンティブ、マッチングファンド条件

② 実施内容、目標に関すること。

- 知財戦略・標準化戦略
- 社会実装に向けた戦略に対する各研究開発テーマの内容、目標の整合性

③ 体制に関すること。

- 府省連携・産官学連携
- 課題内テーマ間連携
- 課題間連携
- データ連携

④ マネジメント、成果の管理・活用に関すること。

- 5つの視点でのReadiness Level（XRL）での進捗管理
- 課題内のデータマネジメントプランに基づくデータ管理
- 成果の対外発信

⑤ BRIDGEの関連分野の各省庁施策に対する提案、助言及び支援に関すること。

⑥ その他、「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」の推進に際し必要な事項。

3 構成および運営

- ① 推進委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- ② 推進委員会の委員長は、プログラムディレクターが務める。
- ③ 推進委員会は、委員長が召集する。
- ④ 委員長は、必要があると認めるときは、推進委員会の構成員の参加対象を限定し、また、推進委員会の構成員以外の者をオブザーバとして推進委員会に出席させることができる。
- ⑤ 推進委員会における調整が不調の場合、最終的な判断は委員長が事務局と相談のうえ行う。
- ⑥ 上記のほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が内閣府と相談のうえ定める。

4 設置期間

令和5年4月13日から事業終了時まで。

5 事務局

推進委員会の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション事務局課題担当グループが務める。

戦略的イノベーション創造プログラム第3期（S I P第3期）
「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」推進委員会
構成員名簿

委員長

プログラムディレクター（PD）

木場 祥介（ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社代表取締役パートナー）

構成員

委員（委嘱） サブプログラムディレクター（サブPD）

サブPD（プラットフォームインフラ担当）

出村 雅彦（国立研究開発法人物質・材料研究機構 技術開発・共用部門 部門長）

濱川 聡（国立研究開発法人産業技術総合研究所 執行役員/材料・化学領域 領域長）

サブPD（研究開発推進担当）

瀬戸山 亨（三菱ケミカル株式会社 エグゼクティブフェロー）

内閣府課題担当

科学技術・イノベーション推進事務局 参事官

関係省庁

文部科学省 研究振興局 参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域振興課 産業連携推進室長

経済産業省 製造産業局 金属課 金属技術室長

経済産業省 製造産業局 素材産業課 革新素材室長

経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション政策課 フロンティア推進室長

農林水産省 農林水産技術会議事務局研究開発官室 研究調整官

研究推進法人

国立研究開発法人物質・材料研究機構 S I P推進室 室長

事務局

内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）